

2025年5月30日

株 主 各 位

富山県高岡市昭和町3丁目2番12号
トナミホールディングス株式会社
代表取締役社長 高 田 和 夫

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会において、下記のとおり決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

決 議 事 項

第1号議案

株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、2025年6月23日を効力発生日として、当社株式1,500,000株を1株に併合することといたしました。

第2号議案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決され、株式併合に伴い定款の一部を変更することといたしました。

以 上

株式併合および単元株式数の定め廃止について

当社は、本日開催の臨時株主総会において、2025年6月23日をもって、当社普通株式1,500,000株を1株に併合すること（以下「本株式併合」といいます。）および単元株式数の定めを廃止することといたしました。

株主の皆様におかれましては、本株式併合および単元株式数の廃止に伴い、特段のお手続きは原則必要ございません。

1. 1株に満たない端数が生じた場合の処理

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合は、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者（JWT株式会社）に売却することを予定しています。

この場合の売却額は、必要となる裁判所の許可が予定通り得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2025年6月22日（当日は休日につき、実質的には2025年6月20日）の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に公開買付者が当社株式について実施した公開買付けにおける公開買付価格と同額である10,200円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されることとなるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もございます。

端数株式相当分の売却代金は、2025年9月中旬から下旬を目途に株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。

2. 主なスケジュール

- | | |
|-------------------|--|
| 2025年6月18日（予定） | 当社株式の最終売買日 |
| 2025年6月19日（予定） | 当社株式の上場廃止日 |
| 2025年6月23日（予定） | 本株式併合の効力発生日 |
| 2025年7月中旬から下旬（予定） | 株主の皆様へ「株式併合後の端数株処分代金のお受け取り方法のご確認について」のご案内を送付 |
| 2025年9月中旬から下旬（予定） | 端数相当株式の売却代金の交付 |

以 上